

○國學院大學大学院 博士前期課程（修士課程） 9月修了の取扱いに関する規程

令和5年1月12日

（趣旨）

第1条 この規程は、國學院大學（以下「本学」という。）大学院博士前期課程における9月修了に関し必要な事項を定める。

（条件）

第2条 前期終了時に、本学大学院学則（以下「学則」という。）第8条第1項に定める修了要件を満たした学生は、9月修了をすることができる。ただし、前期分の学費を納入していない場合には、この限りではない。

2 長期履修制度の適用を受けた者については、延長された修業年限を短縮して9月修了をすることはできない。

（申請）

第3条 9月修了を希望する者は、4月の所定の期日までに「9月修了願」と修士学位請求論文第2次題目届を提出しなければならない。

2 修士学位請求論文の主査及び副査は、5月又は6月の各研究科委員会で決定し、通知する。

（論文・最終試験）

第4条 9月修了を希望する者は、7月の所定の期日までに修士学位請求論文を提出しなければならない。

2 最終試験は9月の所定の期日に実施し、9月末に学位記授与式を取り行う。

（その他）

第5条 この規程に定めるもののほか、9月修了に関し必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。